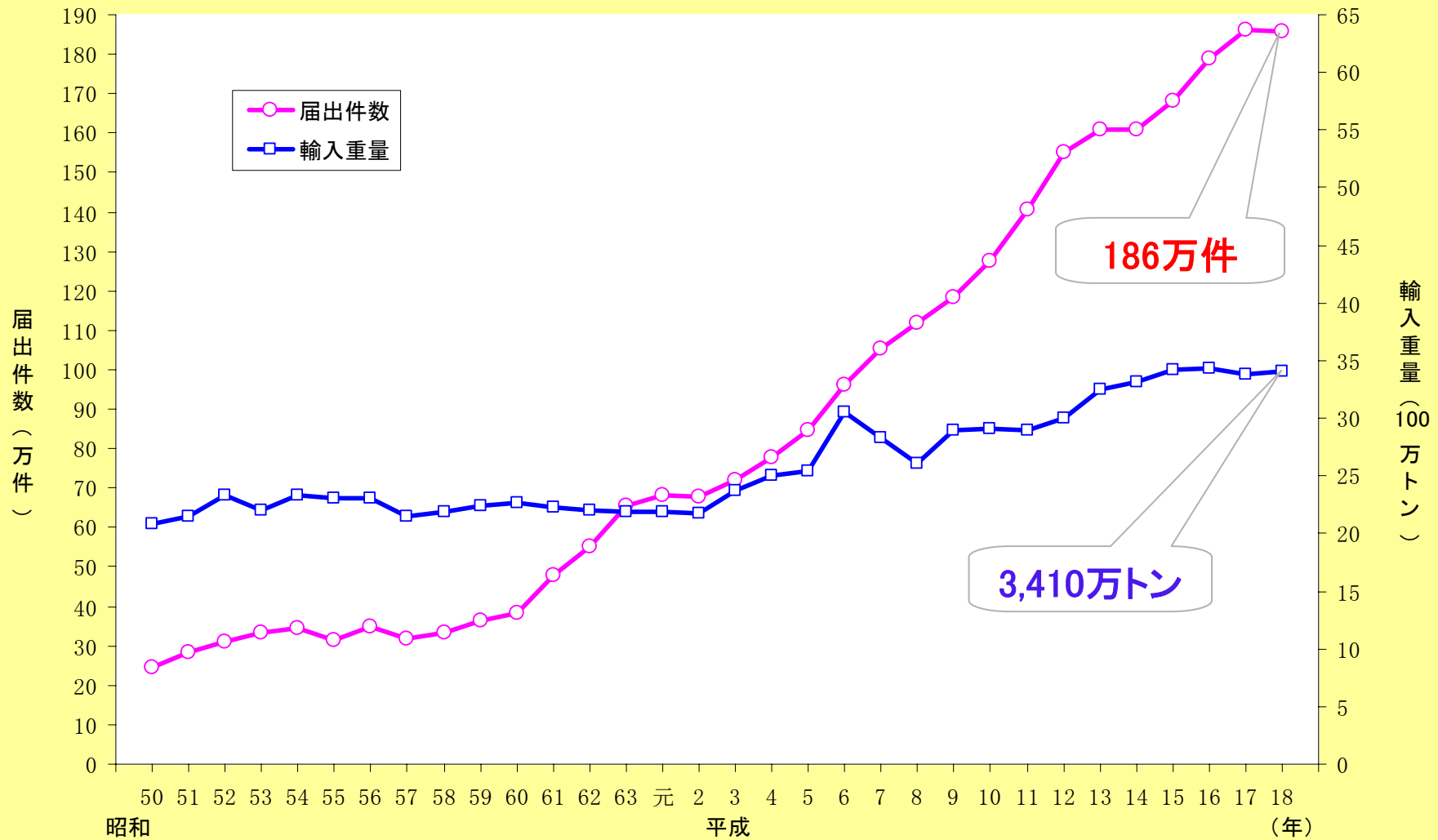


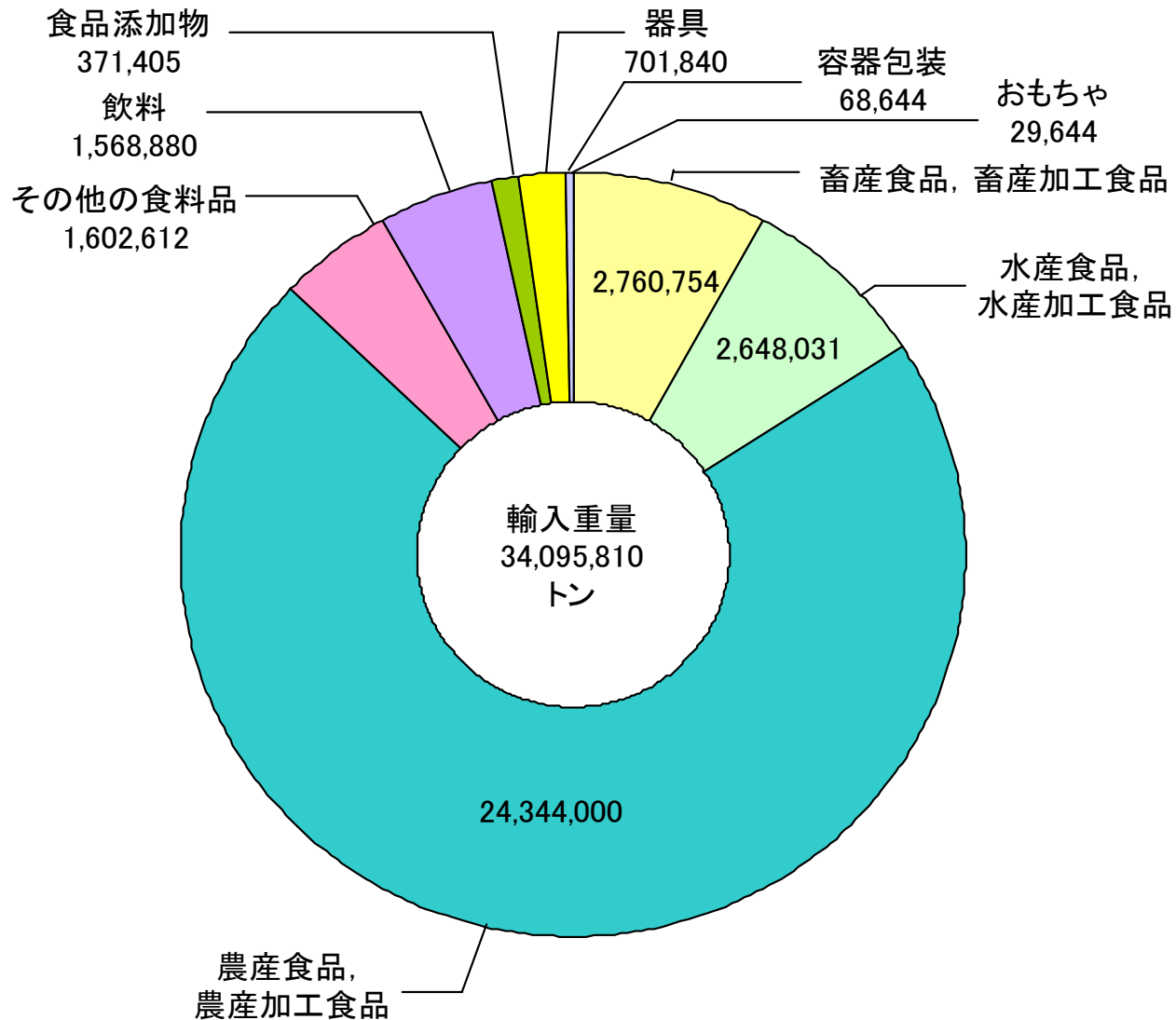
輸入食品の安全性確保について

厚生労働省食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品等の輸入届出件数・重量推移



食品等の輸入の状況(平成18年)



輸入食品監視指導計画

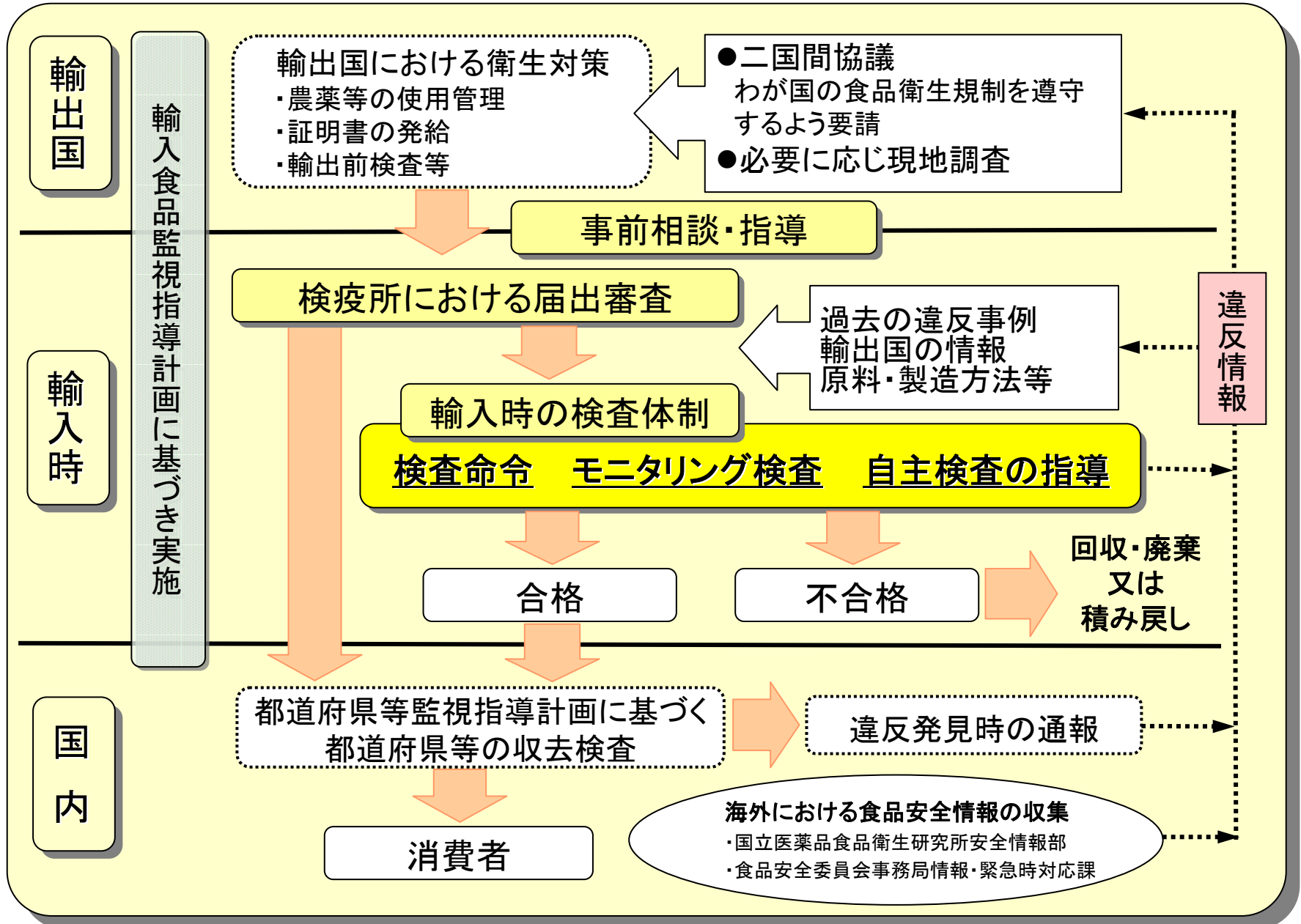
食品衛生法(昭和22年法律第233号)

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画(以下「輸入食品監視指導計画」という。)を定めるものとする。

- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

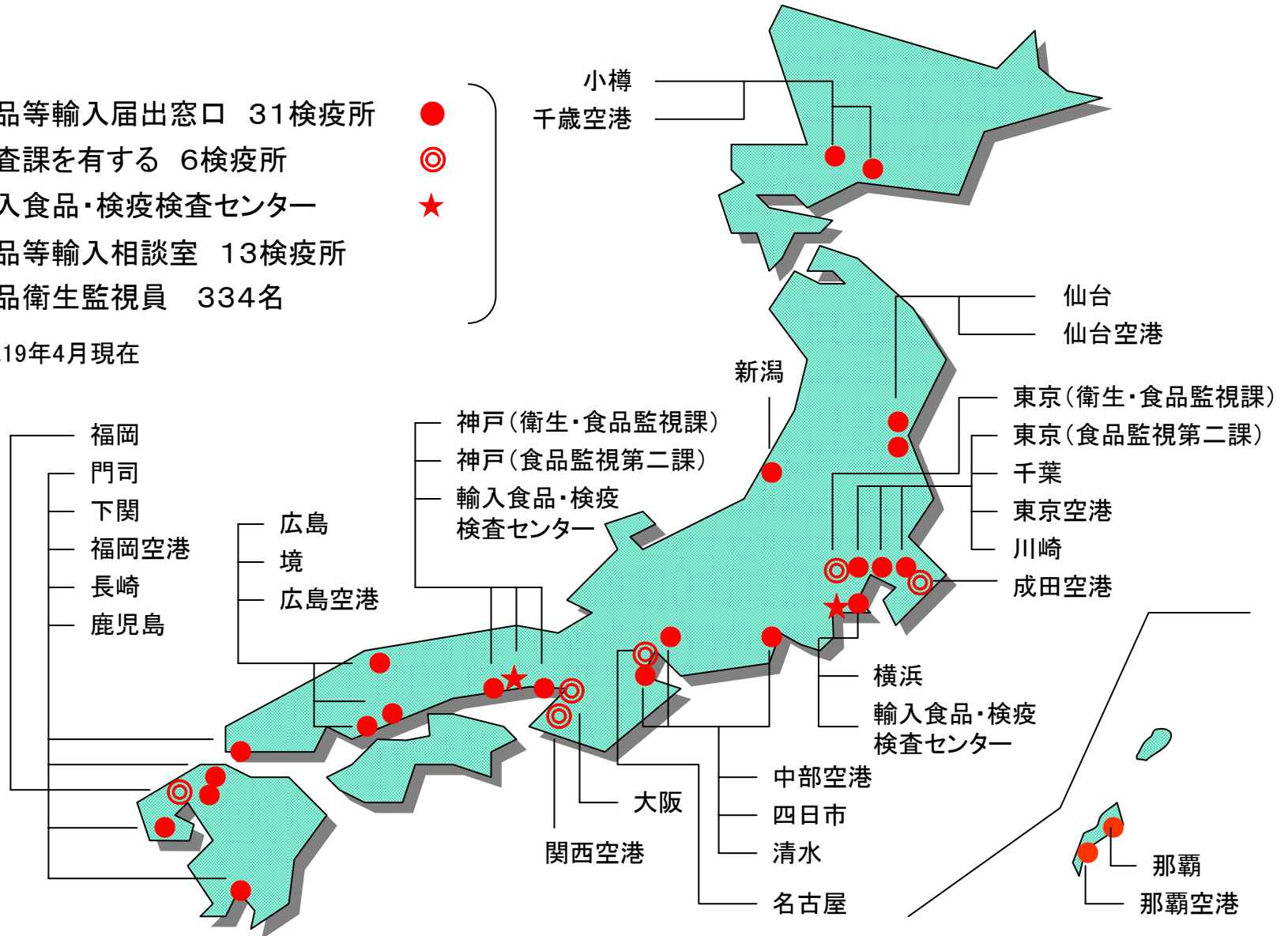
輸入食品の監視体制等の概要



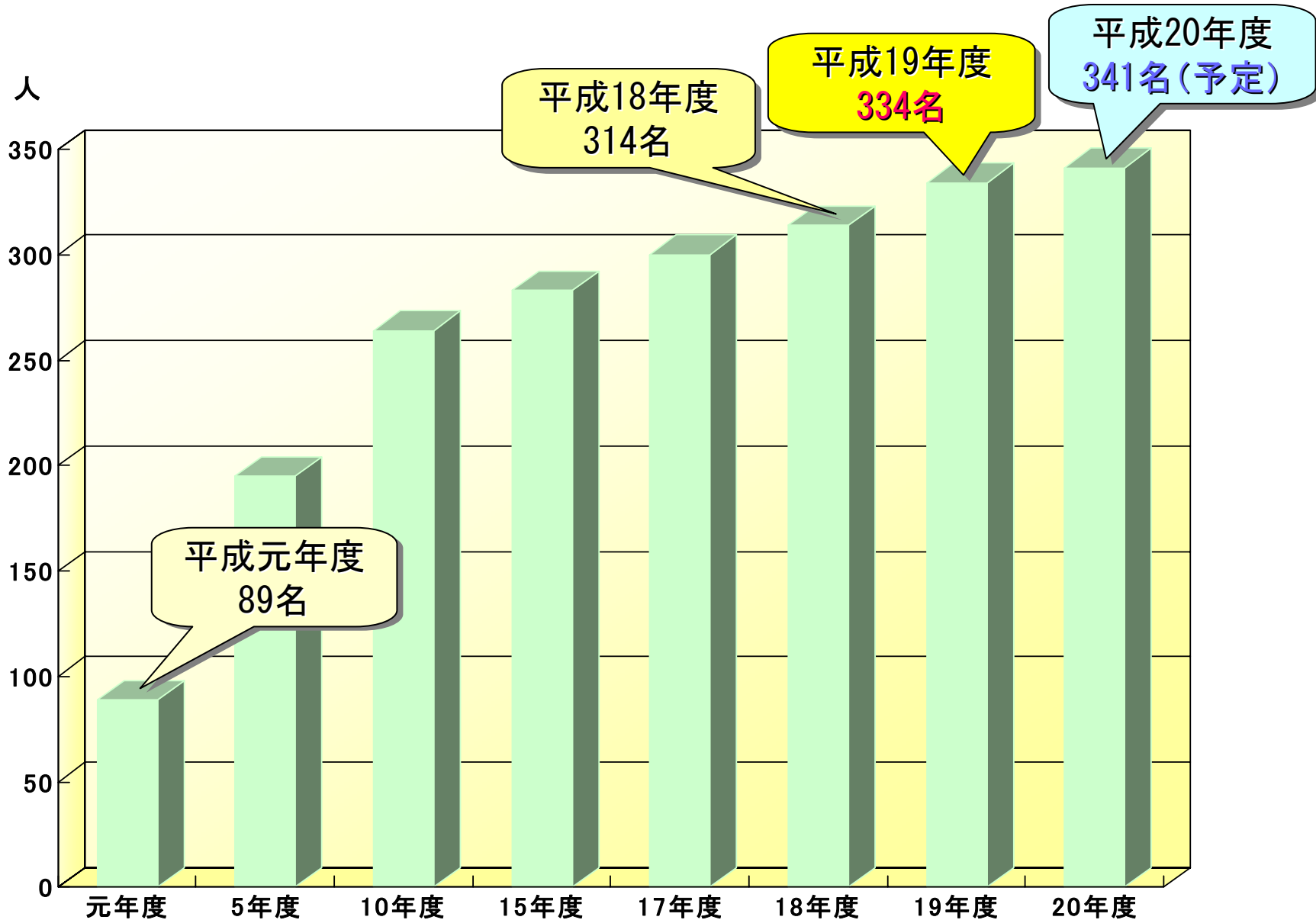
食品等輸入届出窓口配置状況

- 食品等輸入届出窓口 31検査所 ●
- 検査課を有する 6検査所 ◎
- 輸入食品・検査検査センター ★
- 食品等輸入相談室 13検査所
- 食品衛生監視員 334名

※平成19年4月現在



検疫所の食品衛生監視員年度推移



食品等の輸入の届出

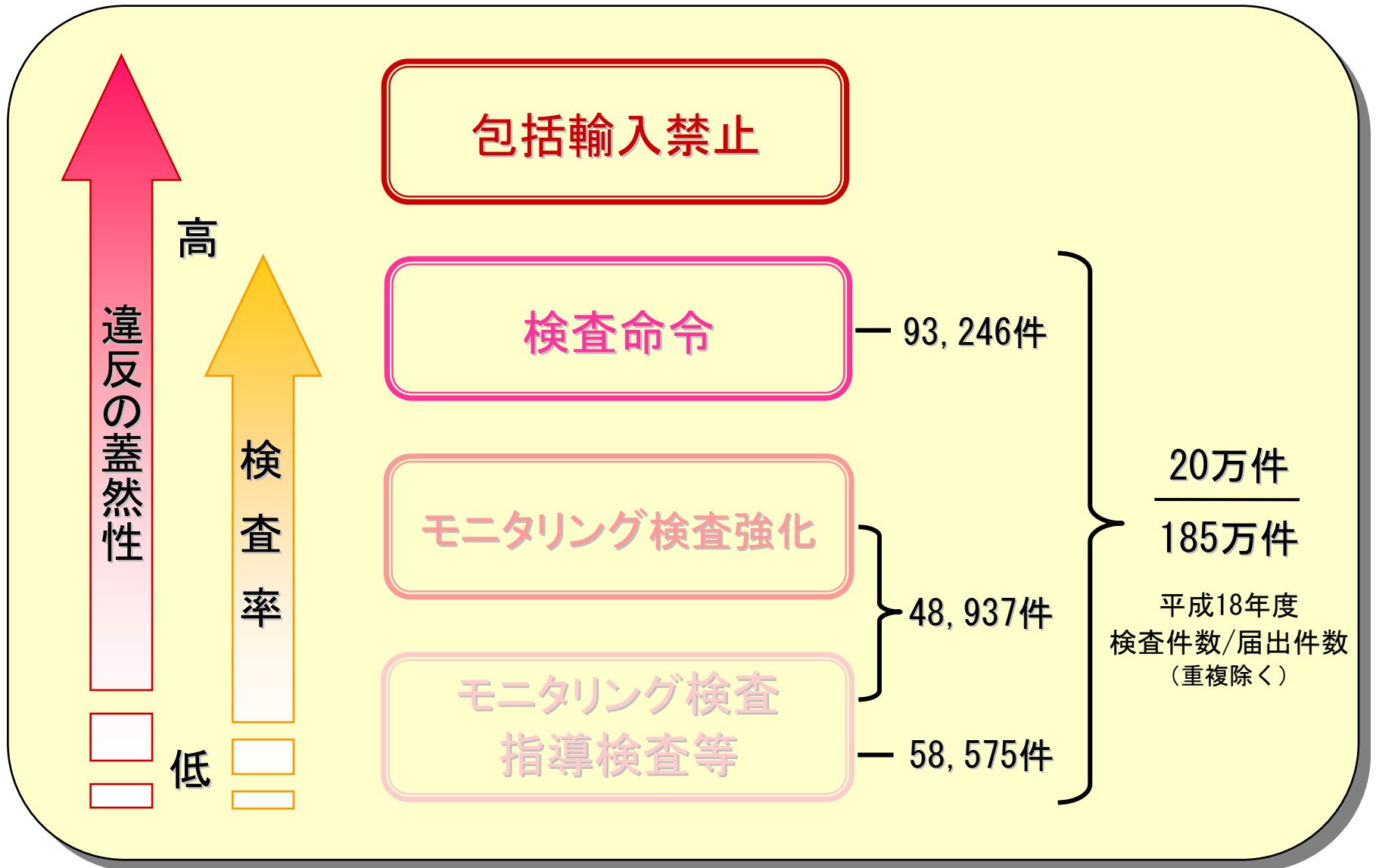
食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない(食品衛生法第27条)

届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

輸入時の検査体制の概要



輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な(初回輸入時を含む)実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

モニタリング検査件数の算出方法 ①

- ① 国民の摂取量の多い食品、違反の蓋然性、輸入実績等をもとに食品を124群に分類
- ② 検査分類(残留農薬、抗菌性物質等、添加物、成分規格、カビ毒、遺伝子組換え、放射線照射)ごとに、一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数299件*を仮設定。

※CODEXガイドラインに基づく、95%の信頼度で違反率 1%以下の違反を検出可能な検査数

(参考)残留農薬の基準適合性判断のための推奨サンプリング法(CAC/GL 33-1999)

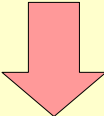
		1件の違反を発見できる率(P)				
		99.9%	99.0%	95.0%	90.0%	60.0%
標本の 違反率 (v)	10%	66	44	29	22	9
	5%	135	90	59	45	18
	1%	688	459	299	230	92
	0.5%	1,379	919	598	460	183
	0.1%	6,905	4,603	2,995	2,302	916

統計学的に、 v が集団における真の違反率、 n が標本数(無作為抽出の場合)とすると n 個の標本中に少なくとも1つの違反を検出する確率 P は、 $P = 1 - (1 - v)^n$ となる。

モニタリング検査件数の算出方法 ②

- ③ ②の検査数を基本として、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、過去の違反内容の危害度を勘案し、食品群ごと、検査分類ごとに必要検査件数を設定

(例)米穀における検査件数の算出(平成19年度モニタリング計画)

検査分類	残留農薬	抗菌性物質等	添加物	成分規格等	カビ毒	遺伝子組換え	放射線照射	合計
基本件数	299	299	299	299	299	299	299	2,093
 輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度をもとに検査分類ごとに重み付けを行い、それぞれ必要検査件数を設定 								
検査件数	598	0	0	299	299	598	0	1,794

厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の生産国又は製造者並びに加工者からの
同一の輸入食品(例:0-157、アフラトキシン等)

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

違反

違反の蓋然性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出
されることのないことが確認された場合等

国別検査命令対象品目（平成19年12月現在抜粋）

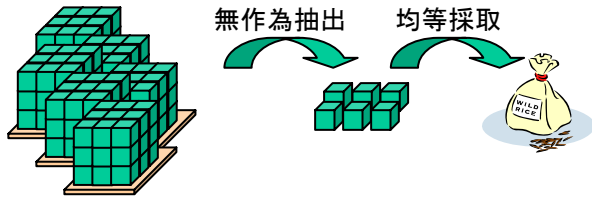
対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (15品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品(でんぷんを除く。)	シアン化合物	
中国 (48品目)	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン、フラゾリドン	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	えび及びその加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品(貝柱のみのホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	
	大粒落花生	ダミノジッド、アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶	トリアゾホス	
	しょうが	BHC	
	食品	サイクラミン酸	
タイ (24品目)	養殖えび及びその加工品	オキシソリニック酸	
	おくら	ジノテフラン、EPN	
	バジルシード	アフラトキシン	
米国 (13品目)	レモン	オルトフェニルフェノール	別途指示するブランドに限る。
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	
	とうもろこし	アフラトキシン	

モニタリング検査と検査命令

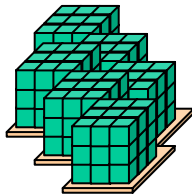
モニタリング検査

同一食品群

A社



B~J社



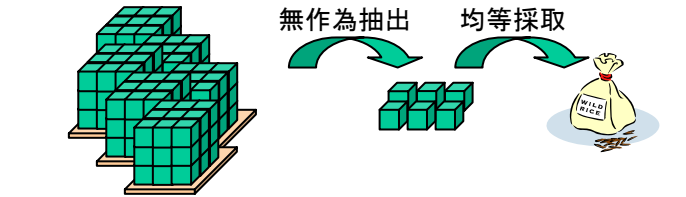
(実施せず)

1. 検査頻度
年間計画に基づき無作為に実施
2. 検体採取量
全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取

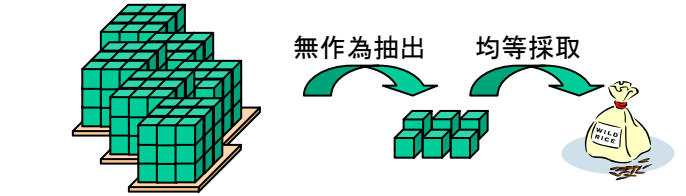
検査命令

同一生産国・同一食品群

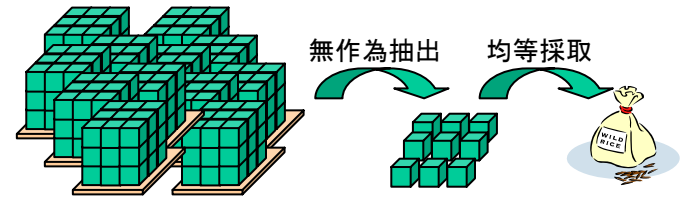
A社



B社



C社



1. 検査頻度
輸入の都度、全届出検査
2. 検体採取量
全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取

例) 農産物検査の場合

届出箱数	開梱数	採取量
≤ 50	3	} 1kg
51 ~ 150	5	
151 ~ 500	8	
501 ~ 3,200	13	

残留農薬等のポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬等が
一定量を超えて残留する食品の
販売等を原則禁止する制度

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」
(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

平成18年5月29日施行

ポジティブリスト制度を踏まえた検査体制の整備

❖ 検疫所の監視員増員

◆ 300名 (H17) → 314名 (H18) → **334名 (H19)** → 341名 (H20)

❖ 検査機器の増設

❖ モニタリング検査項目の拡充

◆ 残留農薬

約200項目 (H17) → 約450項目 (H18) → **約500項目 (H19)**

◆ 残留動物用医薬品等

約40項目 (H17) → 約110項目 (H18) → **約130項目 (H19)**

残留農薬等モニタリング検査項目の選定方法

- ❖ 毒性の高い農薬
 - ◆ 許容一日摂取量(ADI)が低い(ADI)
- ❖ 汎用性が高い農薬
 - ◆ 国内外で基準値が設定されている品目数が多い(品目)
 - ◆ 我が国に輸入量の多い農産食品に使用された割合が高い(使用)
- ❖ 検出頻度の高い農薬
 - ◆ 過去の輸入時検査における検出頻度が高い(検出)
 - ◆ 検査命令の対象項目になっている(命令)
 - ◆ 諸外国における検出頻度が高い(外国)
- ❖ 一斉分析法により測定可能な農薬(一斉)

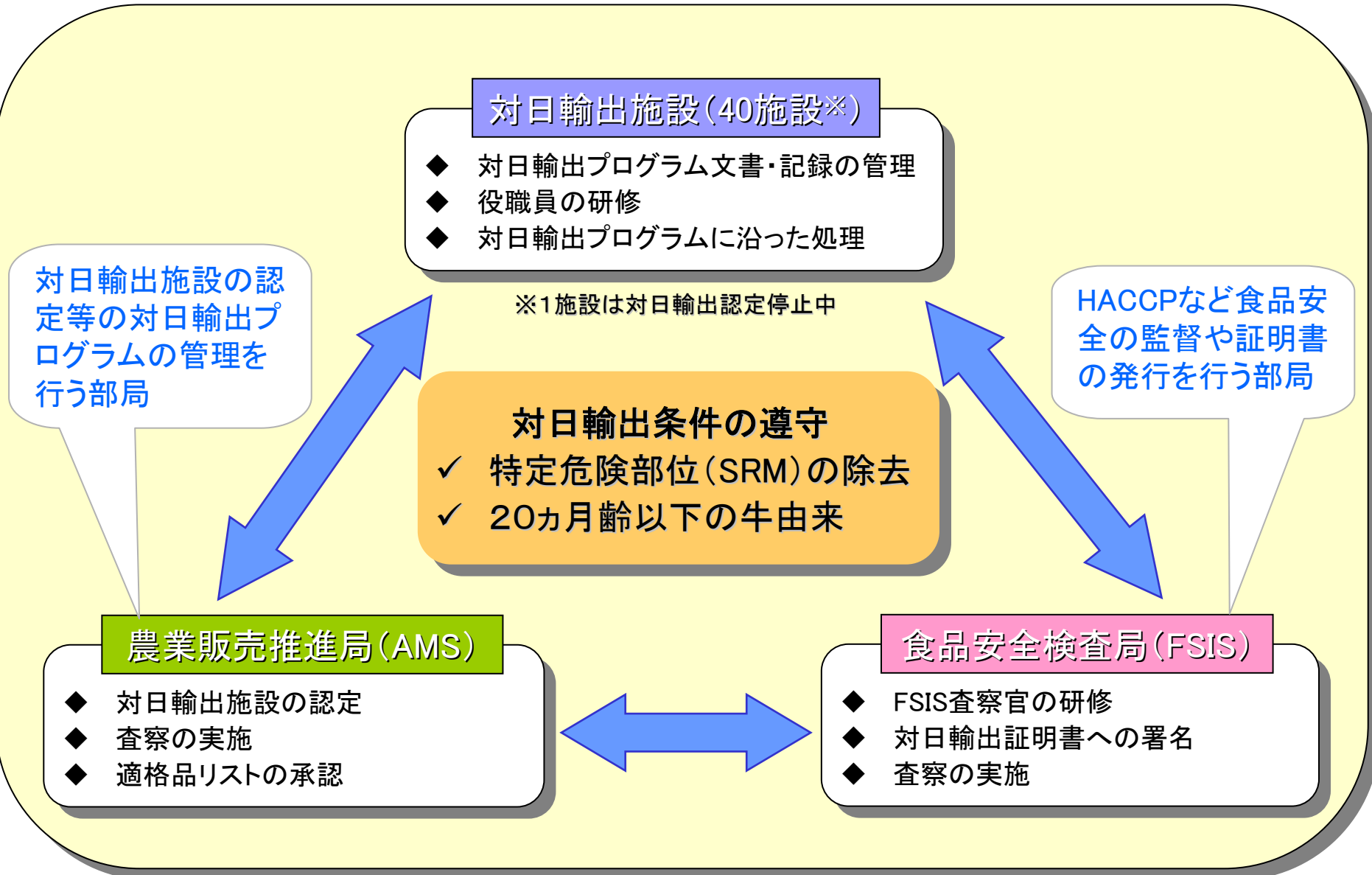
(例)野菜の農薬検査項目の選定(平成19年度モニタリング計画)

農薬名	ADI(順位)	品目(順位)	使用	検出	命令	外国	一斉	優先順位
アルドリン・ディルドリン	0.0001(1)	69(1)			○		○	1
クロルピリホス	0.01(130)	69(1)		○	○	○	○	37
メタミドホス	0.004(77)	67(150)	○	○	○	○	○	116

米国産牛肉等の対応経緯

年月日	対応等	
H15.12.24	米国においてBSE感染牛確認、米国産牛肉等の輸入停止	
H16.10.23	日米局長級会合(共同プレス発表)	【対日輸出プログラムの主な内容】 ① 特定危険部位(SRM)の除去 ② 20か月齢以下の牛由来の牛肉等
H17.5.24	食品安全委員会への評価依頼	
H17.12.8	食品安全委員会からの答申	
H17.12.12	米国産牛肉の輸入の再開	
H18. 1. 20	米国産牛肉の輸入手続の停止	
H18.6. 20・21	日米局長級テレビ会合 (共同プレス発表)	【主な日本側の措置】 ① 対日出荷の再開前に全対日輸出施設の調査の実施 ② 米国農務省による <u>抜打ち査察への同行</u> ③ 輸入業者の協力による全箱確認を含む日本の水際での検査強化
H18.7.27	全対日輸出施設の調査(6.24～7.23)を踏まえ、米国産牛肉の輸入手続再開を決定 (輸入手続再開後6か月間は検証期間として新規施設認定をしない。)	
H18.11.26～12.13	対日輸出施設の現地査察(8施設(うち2施設は米国側抜打ち査察への同行))	
H19.5.20～25	OIE総会(米国のBSEステータス決定) (「管理されたリスクの国」と決定 → 月齢条件なしで輸出可能)	
H19.6.13	対日輸出施設等の現地査察(5.13～28)の結果及び共同プレス発表 (対日輸出プログラムの遵守の検証期間の終了)	
H19.6. 27・28	日米間の技術的な会合(第1回)	
H19.8. 2・3	日米間の技術的な会合(第2回)	

米国産牛肉の対日輸出プログラムの遵守体制



米国産牛肉の混載事例の概要

事案	事案の概要	原因及び改善措置
「胸腺」の混載 H18.11.8公表	スイフト社グリーン工場から出荷された牛肉等(760箱、約11t)に適格品リストに記載のない胸腺1箱が混載(当該品は、20か月齢以下の牛に由来するもの)	【原因】 内蔵部門におけるスキャナーが正常に作動していなかったこと等 【改善措置】 スキャン手順の修正(再プログラミング)、確認体制の強化等
「牛ばら肉」の混載 H19.2.16公表	タイソン社レキシントン工場から出荷された牛肉(471箱、約9.2t)に対日輸出基準(20ヶ月齢以下と証明される牛由来)に違反する可能性のある牛肉2箱が混載	【原因】 スキャン担当者がスキャナーのエラーメッセージを無視して非適合品を積載したこと等による人的エラー 【改善措置】 スキャナーシステムの変更(異常時の自動停止)、確認体制の強化
「牛タン」の混載 H19.4.6公表	カーギル社ドッジシティ工場から出荷された牛タン(250箱、約2t)に日本向けでない牛タン4箱が混載	【原因】 箱の蓋に予め対日輸出用ラベルを貼付し、そのうちの4つが日本向けでないものに使用された管理措置の不備 【改善措置】 専用エリアでの日本向け製品の包装・箱詰め、予めの蓋へのラベル貼付の禁止等
「センマイ(第胃)」の混載 H19.5.18公表	カーギル社フォートモーガン工場から出荷された牛肝臓(2,889箱、約18t)に衛生証明書に記載のない牛センマイ1箱が混載(当該品は、20か月齢以下の月齢証明牛由来である可能性が極めて高い)	【原因】 箱の蓋に予め対日輸出用ラベルを貼付し、そのうちの4つが日本向けでないものに使用された管理措置の不備 【改善措置】 専用エリアでの日本向け製品の包装・箱詰め、予めの蓋へのラベル貼付の禁止等
「牛タン」の混載 H19.10.17公表	カーギル社ドッジシティ工場から出荷された牛すじ(1,333箱、約9t)に日本向けでない牛すじ225箱が混載	【原因】 冷蔵保管倉庫において、集荷・積載の際に製品コードを検知・確認できなかった管理措置の不備 【改善措置】 全箱のスキャンの実施、確認体制の強化等
「21ヶ月齢由来牛肉等」の混載 H20.1.12公表	スミスフィールド社モイヤーパッキング工場から出荷された牛肉等について、21か月齢に由来する牛肉等が混入(約1.3トンと推定)	【原因】 月齢算定のためのコンピュータのプログラムの不備(同社の他工場では問題ないことが確認されている) (対日輸出認定停止中)

平成19年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 914,373件
- ◆ 検査件数 100,948件 (検査率11.0%)
(検査命令 48,899件、モニタリング検査 23,863件、指導検査等 27,504件)
- ◆ 違反件数 619件 (届出件数の約0.1%)

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数約79,300件に対し、実施率約52%

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 15カ国・1地域 37品目

❖ 検査命令移行品目

- ◆ 5カ国 11品目

❖ 主な検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国15品目及び30カ国・1地域の186品目(平成19年9月30日現在)

届出重量上位5カ国の検査実績

(平成19年4～9月:速報値)

順位	輸出国	届出件数	届出重量 (千トン)	検査件数	違反件数
1	米 国	101,571	4,054	9,726	61
2	中 国	288,811	2,225	47,784	223
3	オーストラリア	36,273	713	929	8
4	タ イ	57,939	677	7,647	58
5	フィリピン	12,988	601	832	10

おもな食品衛生法違反内容

(平成19年4～9月:速報値)

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	有毒・有害物質等を含有する食品等の販売等の禁止	118	18.5	とうもろこし、ハトムギ、落花生、アーモンド、ごま等のアフラトキシンの付着、食肉製品のリステリア菌による汚染、有毒魚の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、キャッサバ等によるシアン化合物の含有、米の輸送時中の事故による腐敗・変敗・カビの発生
9	病肉等の販売等の禁止	1	0.2	衛生証明書の不添付
10	指定外添加物の販売等の禁止	31	4.9	サイクラミン酸、TBHQ、ポリソルベート、パテントブルーV、アゾルビン等の指定外添加物を使用した加工食品
11	規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	479	75.2	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬等の残留基準違反)、冷凍食品の成分規格違反(一般生菌数、大腸菌、大腸菌群)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸等)、添加物の過量残存(二酸化硫黄等)
18	規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	8	1.3	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
計		637(延数) 619(違反届出件数)		

ポジティブリスト制度に基づく違反状況 (平成19年4～9月:速報値)

分類	基準	違反件数
残留農薬	新基準	60
	一律基準	95
	不検出基準	4
	従来基準	10
	合計	169
残留動物用医薬品	新基準	0
	一律基準	0
	不検出基準	117
	従来基準	8
	合計	125

(参考)

ポジティブリスト制度施行前後の1カ月の平均違反件数

分類	平成17年度 (H17.4～H18.3)	平成18年度 (H18.6～H19.3)	平成19年度 (H19.4～H19.9)
残留農薬	4.8 (-)	44.7 (9.4倍)	28.2 (0.6倍)
残留動物用医薬品	4.5 (-)	23.2 (5.2倍)	20.8 (0.9倍)
合計	9.3 (-)	67.9 (7.3倍)	49.0 (0.7倍)

(): 前年度比

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合**、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の全段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成18年(1~12月) 45社

平成19年(1~9月) 34社

輸出国における現地調査の実施事例 (平成18年・19年)

❖ 食肉（9回）

- ◆ 米国産牛肉（BSE）
- ◆ カナダ産牛肉（BSE）
- ◆ イタリア産豚肉（処理施設の衛生要件）
- ◆ サンマリノ産食肉製品（処理施設の衛生要件）
- ◆ インド産食鳥肉（処理施設の衛生要件）

❖ 水産物（2回）

- ◆ 台湾産養殖うなぎ（残留動物用医薬品）
- ◆ アイルランド産生食用カキ（貝毒、処理施設の衛生要件）

❖ 農産物（5回）

- ◆ 中国産冷凍ほうれんそう（残留農薬）
- ◆ 中国産未成熟えんどう（残留農薬）
- ◆ 中国産チンゲンサイ（残留農薬）
- ◆ 台湾産マンゴー（残留農薬）

平成20年度 輸入食品監視指導計画(案)

厚生労働省食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

- ❖ 輸入届出時における法違反の有無のチェック
 - ◆ 輸入届出、輸出国政府の証明書の確認審査
 - ◆ 輸入者からの報告徴収
- ❖ 輸入時のモニタリング検査の実施
 - ◆ 統計学的考え方に基づき、食品群ごとに違反率、輸入件数等を考慮して検査件数及び検査項目を設定
 - ◆ モニタリング検査や都道府県等の監視指導で法違反が発見された場合は、必要に応じて輸入時の検査を強化
- ❖ 検査命令の実施
 - ◆ 法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品について実施
 - ◆ 輸出国における規制及び衛生管理の状況、当該食品の過去の違反実績等を勘案した上で必要範囲に適用
 - ◆ 解除に当たっては、輸出国における原因究明及び再発防止対策、輸入時検査の実績等を踏まえて検討

海外情報に基づく緊急対応

- ❖ 海外における食品安全情報の積極的な収集
 - ◆ 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
 - ◆ 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ❖ 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、
流通状況調査、回収、輸入時検査強化

輸出国における衛生対策の推進

- ❖ 我が国の食品衛生規制の周知
 - ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
 - ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
 - ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ❖ 二国間協議、現地調査等
 - ◆ 違反原因の究明、再発防止対策の確立の要請
 - ◆ 現地調査による輸出国における生産段階での衛生対策の検証
- ❖ 輸出国への技術協力

輸入者に対する基本的指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時 の確認事項
食品等一般 (共通事項)	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食 肉製品、冷凍食品 等)	・製造工程、製品に 使用されている原 材料及び添加物 の正確な名称・割 合等の生産・製造 者への確認	・製造工程、原材料等 に変更がないこと ・定期的な試験検査に よる成分規格等の 適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及び その加工品	・残留農薬 (生鮮品、簡易加 工品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後にお ける農薬の適正な用 法、用量の遵守 ・定期的な試験検査に よる残留農薬の確認	・収穫後における 農薬の使用の 有無
畜産物及び その加工品	・残留動物用医薬 品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼 料添加物の使用 状況	・動物用医薬品、飼料 添加物の適正な用法、 用量、休薬期間等の 遵守	

輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

- ❖ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ❖ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- ❖ 自主検査の指導
- ❖ 記録の作成及び保存
- ❖ 適正表示
- ❖ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、積み戻し又は廃棄等を指示(国内流通の場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる)
- ❖ 都道府県等により違反輸入食品の発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ◆ 原因究明の調査
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 輸入食品の違反情報の公表(ホームページ)

平成20年度輸入食品監視指導計画のおもな改正点 ①

❖ 輸入時の監視強化

- ◆ モニタリング検査計画(案) 約 8 万件
- ◆ 残留農薬等の検査項目を拡充
- ◆ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬管理の検証を目的としてモニタリング検査を強化
- ◆ 器具、容器包装及びおもちゃについて、継続的に輸入されたものにおける法違反事例が複数確認されたことを踏まえてモニタリング検査を強化
- ◆ 法違反を繰り返す輸入者の輸入する食品について、当該輸入者が講じた再発防止措置の検証を目的としてモニタリング検査を強化
- ◆ BSE問題について、現地調査結果等を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な検査体制を確保し、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証

平成20年度輸入食品監視指導計画のおもな改正点 ②

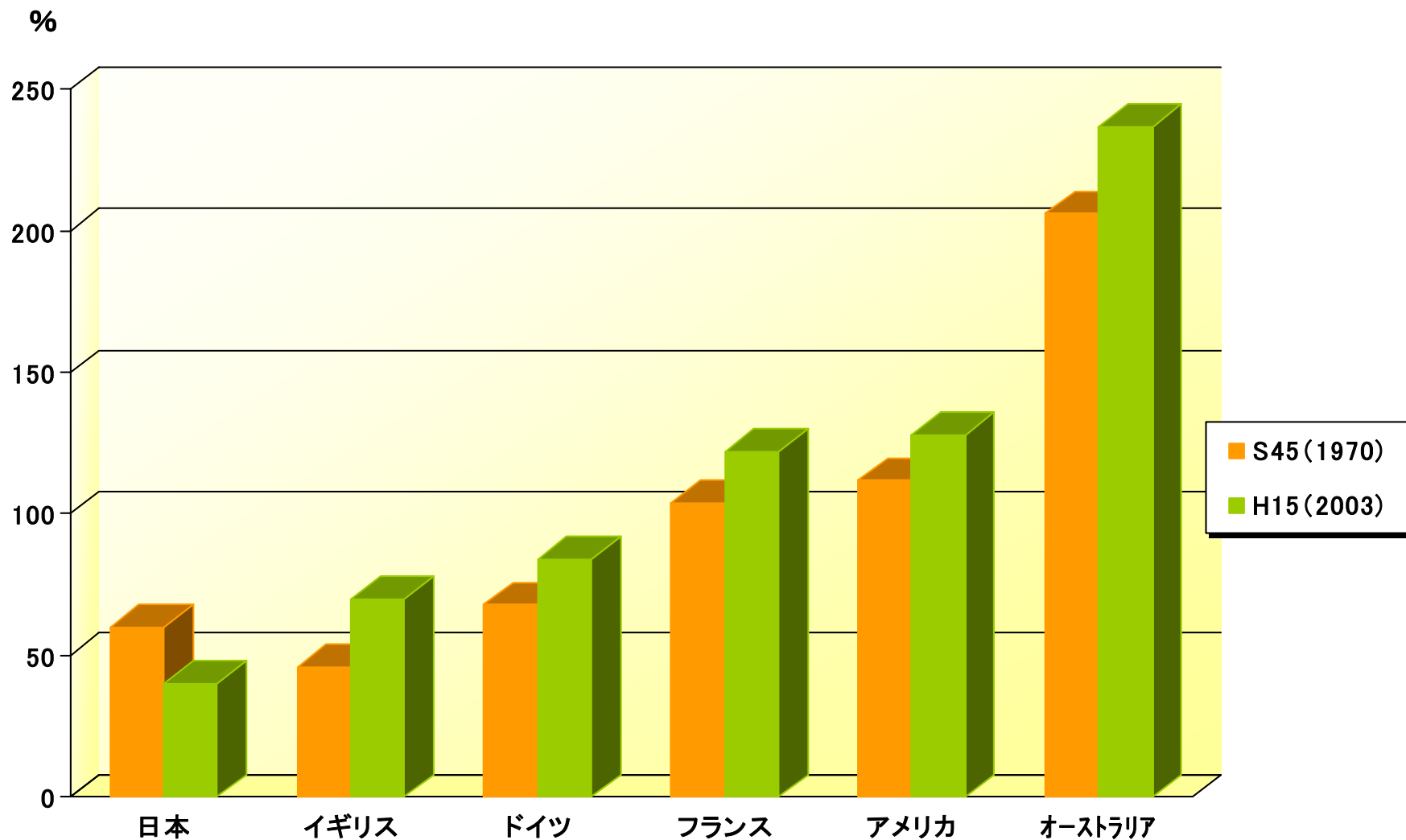
❖ 輸入者等に対する指導の徹底

- ◆ 輸入に際しては、外国で違法に生産、製造加工された食品でないことを輸出国当局や輸出者、製造者に対して確認を行うこと
- ◆ 原材料、添加物、製造方法、検査データが食品衛生法を遵守していることの再確認を行うこと
- ◆ 生産者等を通じて入手した正確かつ最新の情報に基づく適正な輸入届出を行うこと
- ◆ 継続的に輸入する場合にあっては、原材料や製造方法等に変更がないこと、届出時に提示する自主検査等の成績と届出貨物の同一性が確保されていることを十分確認すること
- ◆ 各検疫所において、輸入者等に対して自主的衛生管理の実施に係る指導事項等について説明会を開催

参考資料

厚生労働省食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

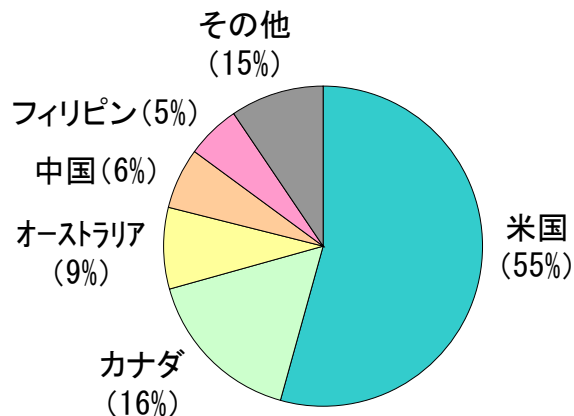
主要先進国の総合食料自給率(カロリーベース)



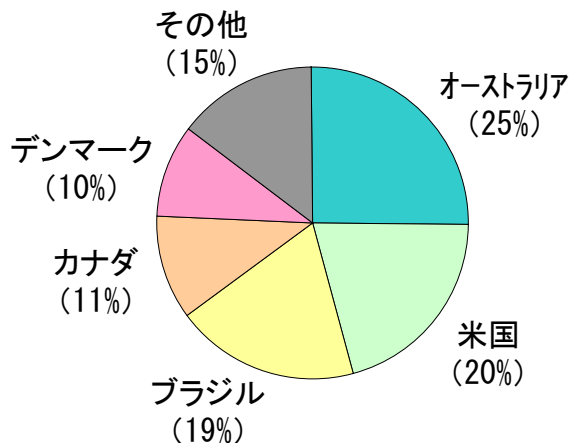
※農林水産省「供給熱量総合食糧自給表」より

食品別輸入量上位5ヶ国(平成18年) ①

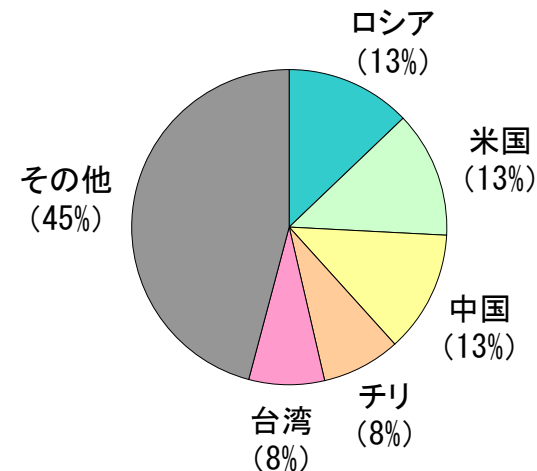
農産食品



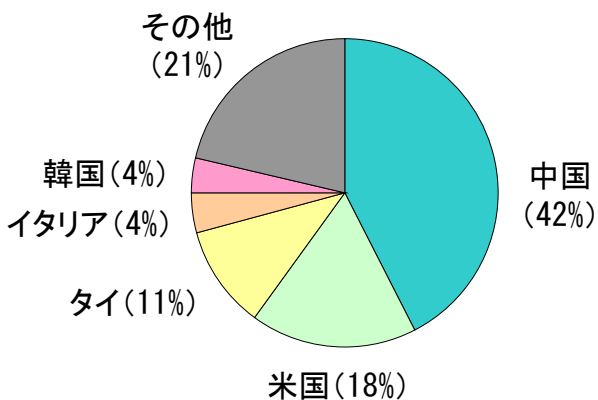
畜産食品



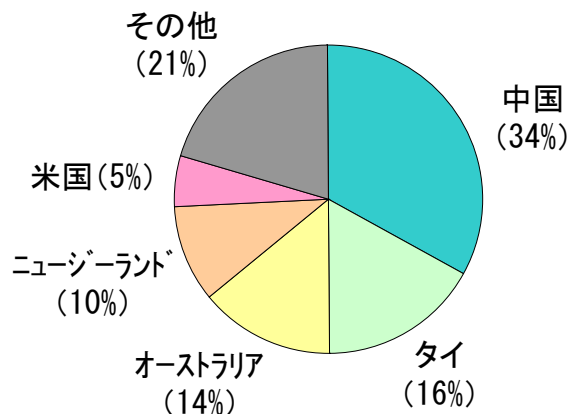
水産食品



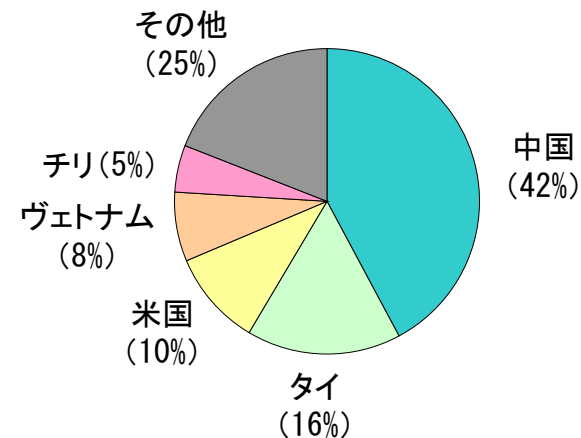
農産加工食品



畜産加工食品

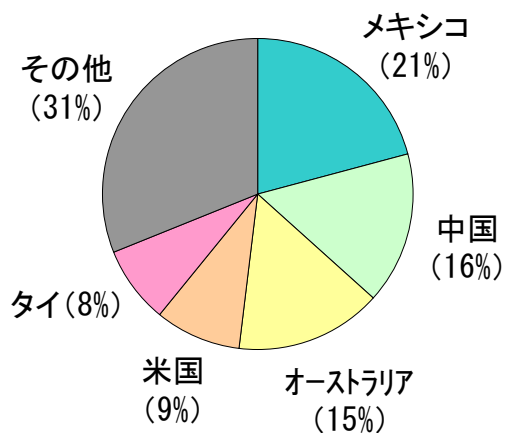


水産加工食品

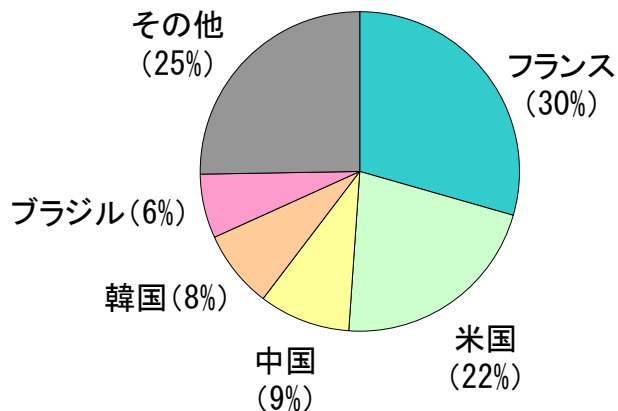


食品別輸入量上位5ヶ国(平成18年) ②

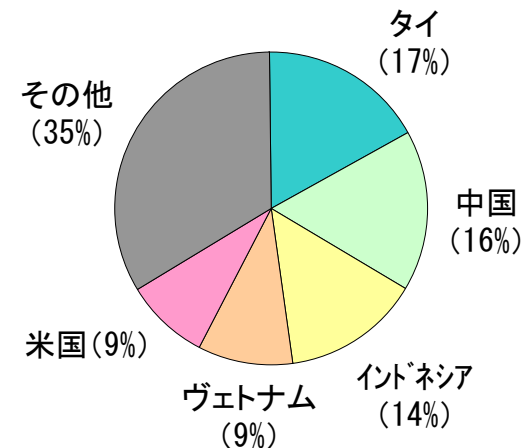
その他の加工食品



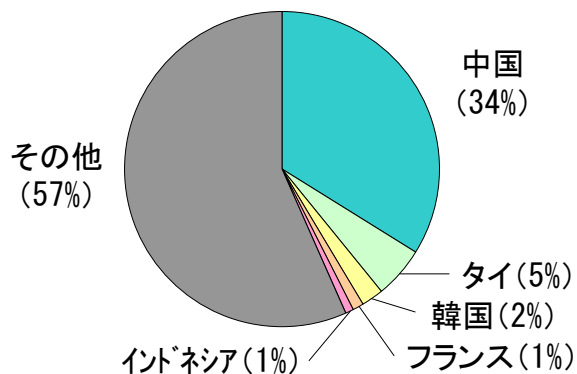
飲料



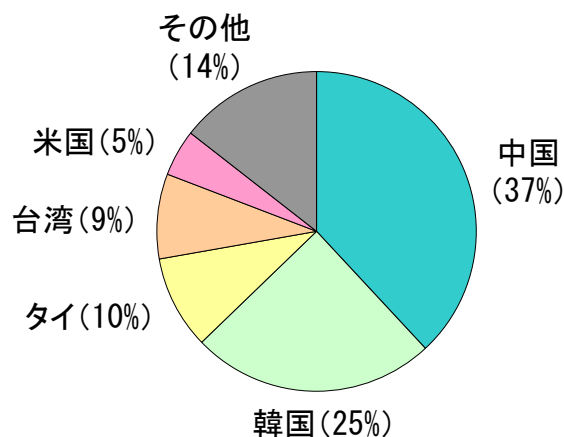
食品添加物



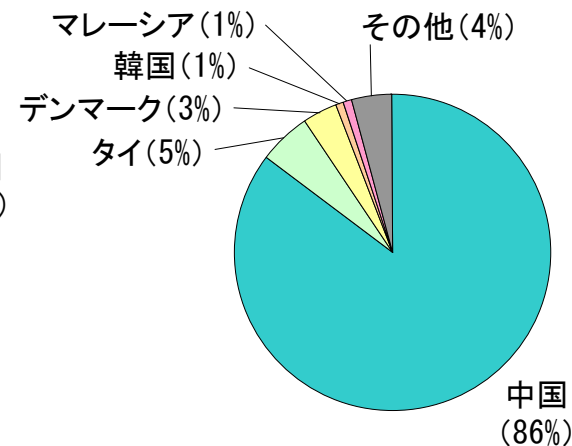
器具



容器包装



おもちゃ



輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ①

食品安全基本法(平成15年法律第48号)

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の…、輸入、…を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ②

食品衛生法(昭和22年法律第233号)

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

農薬の残留基準の設定方法

- ❖ 日本人が一日に摂取する食品中に含まれる残留農薬を推定し、その合計が **ADI (一日許容摂取量)※1の80%を超えない範囲で基準を設定※2**

※1 ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている一日当たりの摂取量。動物による毒性試験から、有害な作用の認められない量(無毒性量)を評価し、安全係数(通常は種差、個体差それぞれ10)を考慮して設定する。

※2 水や大気など食品以外からの農薬摂取の可能性を考慮。

- ❖ 国民平均だけでなく、**幼少児、妊婦、高齢者も考慮**
- ❖ 農作物によって毎日摂取する量、栽培に必要な農薬の量が異なることから、**食品ごとに基準を設定**

摂取量と人体への影響の関係

